

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月）午前9時00分から午前10時08分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第39号 非農地証明願に対する認定について
 - 日程6 議第40号 山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について
 - 日程7 議第41号 山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）に対する意見決定について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長

皆さん、おはようございます。それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和6年11月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

ないようでございますので次に移ります。

日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより、議事に入ります。まず、日程4議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は5番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議第39号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第39号につきまして、ご説明いたします。総会資料の1ページをご覧ください。議第39号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和6年11月11日提出。山江村農業委員会会長。

2ページをご覧ください。2ページが非農地証明願の写しです。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはご覧のとおりとなっております。3ページから4ページまでに地籍図、現況写真を、5ページに調査報告書を添付しております。現況の詳細につきましては記載のとおりで、農地としての復元は非常に困難であるとみてい

ます。なお、別添資料1として「山江村農業委員会非農地証明に関する事務取扱要領」に基づき判断を行っているところです。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に11月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当推進委員から補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

それでは、説明をいたします。11月5日に事務局長と事務局員、担当農業委員と私と該当者であります方と現地調査を行いました。(場所について説明)。これは、農地法施行日より以前に建物がたっている状態でありました。農地に復元することは不可能だと考えております。慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

会長職務代理者

ちょっとよかですか。

議長

はい。〇〇委員。

会長職務代理者

何に利用されてるんですかね。

事務局長

事務局よりお答えいたします。今ですね写真を見ていただければ分かりますように建物がたっておりますが、現在は農機具小屋とかの方で使われております。

議長

よろしいですか。

会長職務代理者

はい。

議長

他にございませんか。

4番農業委員

すみません。

議長

はい。〇〇委員。

4 番農業委員

非農地証明願の中でですね、農地でなくなった時期と現況というところがありますが、これは参考資料の1というのは。

事務局長

皆さんにはお配りしておりませんが、登記簿を添付していただいております。その中には、この建物が明治44年11月22日受付で所有権保存をされています。その建物が、木造草・竹茸平家建ということで、同じ場所に建物が登記されているということで、この資料を基にですね、以前から建物がたっていたということでされております。

4 番農業委員

はい。分かりました。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見がないようですので、採決をいたします。「非農地証明の認定について」異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程6、議第40号「山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第40号についてご説明をいたします。総会資料の6ページをお開きください。議第40号「山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第

8次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年11月11日提出、山江村農業委員会会長。7ページから8ページが意見書の写しでございます。それから9ページが総括表となっております。10ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業(農地バンク)を利用せず、公社を通さず、相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは、再設定が1件です。案件の総面積は1,116㎡でございます。それでは、賃借権の再設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の11ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市在住の方、借り手〇区の方でございます。12ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。13ページから14ページまでに地籍図、現況写真を、15ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、11月5日に事務局にて行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。再設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第41号「山江村農用地利用集積等促進計画(第6次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と

説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第41号についてご説明をいたします。総会資料の16ページをお開きください。議第41号「山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年11月11日提出、山江村農業委員会会長。17ページから18ページが意見書の写しです。19ページが総括表となっております。20ページから21ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は5年から10年、公社と借り手は5年から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は更新設定2件、新規設定6件の8件で総面積は20,027㎡でございます。

それでは、賃借権の更新設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。20ページの番号1をご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して村内の法人の方でございます。22ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。（申請内容について説明）。賃借料の支払い内容につきましては記載のとおりでございます。23ページから24ページまでに地籍図、現況写真を、25ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、11月5日に事務局にて行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長 はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。
更新設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、更新設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、更新設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。総会資料の 20 ページにお戻りください。番号 2 をご覧ください。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。26 ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。27 ページから 28 ページまでに地籍図、現況写真を、29 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、同じく 11 月 5 日に事務局にて行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。
更新設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、更新設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 総会資料の30ページをご覧ください。30ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。31ページをご覧ください。農地中間管理権設定関係の書類となっております。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。

次に、32ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。33ページから34ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。では説明いたします。11月5日火曜日午前9時40分より事務局長、事務局員、貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、私の6名で現地調査立会いをしてきました。(場所について説明)。借り手の方は以前から借りられてたみたいでタバコだったり米だったりを作られております。現状、綺麗にされておりますので、今後も何の問題もなく耕作されていかれるのかなと思います。審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件6筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは賃借権の新規設定1件6筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。総会資料の35ページをご覧ください。農地中間管理権設定関係の書類となっております。(申請内容について説明)。次に、37ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。38ページから40ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。11月5日午前9時45分より現地の立会いをしてきました。先ほどの案件の隣の圃場とですね、ちょっと離れた所にありますけど、38ページの地籍図を見て分かるように、この3ヶ所になります。こちらも以前から作られてたということで綺麗に管理されておりました。39ページの方の圃場ですね、ちょっと形が悪い

三角の所と四角の方はだいたい毎年水稲の方を作られておりました、来年度も水稲の方を作るというお話でした。もう一つの方は、40ページですね、こちらはタバコの方をされるという話を伺っております。今後もしっかりと耕作をされていかれると思いますので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございませぬ。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

〇〇推進委員 すみませぬ。

議長 はい。〇〇委員。

〇〇推進委員 この10アールあたりの賃金の中で6番のところが1円違うんですけど。

事務局長 農政の方に確認します。

議長 はい。それでは、事務局よりお願いします。

事務局長 すみませぬ。時間を取らせました。この賃借料に合わせる為に端数を調整してあるということでございます。

議長 よろしいですか。

担当推進委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 6 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 6 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次の案件に入ります前に、議事の進行についてお諮りいたします。総会資料の 30 ページをご覧ください。集積促進計画一覧表ではありますが、出し手の 3 番目及び 4 番目の方に対し、受け手が同一の方であり、公社による配分が兩名分を一括した賃借権設定となっております。4 番目の案件については、農業委員会第 31 条「議事参与の制限」の規定に係る案件でありますので、先に 3 番目の農地中間管理権設定（集約）並びに賃借権設定の転貸関係（配分）について審議を行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

はい、それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。総会資料の 41 ページをご覧ください。農地中間管理権設定関係の書類となっております。(申請内容について説明)。期間は貸し手と公社は 10 年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。42 ページから 43 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに 11 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。11 月 5 日午前 9 時 50 分より現地の立会い調査をしてきております。現地はですね、42 ページの地図を

見もらえば分かると思いますけど、先ほどの案件のちょっと上になります。こちらも以前から耕作されてまして、今年はまだWCSが植わっている状態でした。今後も水田だったり、飼料作物だったりを作付けしていかれるということでした。審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分についてを議題とします。議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時39分

議長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。総会資料の44ページをご覧ください。農地中間管理権設定関係の書類となっております。(申請内容について説明)。45ページから46ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは、説明いたします。11月5日午前9時55分より現地立会いを行っております。こちらは、現地はですね、45ページを見てもらうと、先ほどの案件の場所から道を北に向かって30メートルほど進んだところの左手側になります。タバコか米を作るという話をされていまして。ただ、来年についてはどちらか検討しているところで話をされてました。今後もしっかり管理されていけますので、審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

ないようですので、それでは、採決をいたします。異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分についてを議題とします。農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件で〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで引続き〇〇推進委員には退席をしていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方2名、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。総会資料の47ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。賃借権を設定する土地は、先ほど審議いただきました3筆で、(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。現地調査につきましては、先ほど申しましたように1筆目及び2筆目は担当農業委員と担当推進委員、3筆目は担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは、説明いたします。今、説明があったとおり同じ案件になります。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました〇〇推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については原案のとおり決定いたします。

(〇〇推進委員着席) 9時46分

議長 はい、続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇〇県の方、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。総会資料の48ページをご覧ください。農地中間管理権設定関係の書類となっております(申請内容について説明)。次に50ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は5年、賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。51ページから52ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。11月5日午前10時05分より現地の立会い調査をしました。(場所について説明)。立会いには事務局長と事務局員と借り手の方、担当推進委員と私の5名です。貸し手の方は〇〇県ということなので不在ということでありました。今までも耕作はされてたみたいで、今後も同じように管理をされていくと思います。皆さんの審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ございません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。申請人に関しましては、貸し手が〇町の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。総会資料の53ページをご覧ください。農地中

間管理権設定関係の書類となっております。(申請内容について説明)。次に、54ページをご覧ください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。55ページから56ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。11月5日午前9時20分より事務局長、事務局員、私と担当推進委員立会いのもと、貸し手、借り手双方ですね立会いの中で現地確認を行いました。(場所について説明)。こちらの方を賃借ということで、来年度以降、水稻の作付を計画しているというようなことございました。審議の方を、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 8 「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○中山間地域等直接支払制度対象農地の現況地目確認について
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○耕作放棄地解消事業における候補地の選定について
○農地の耕作者（受け手）の情報提供について
○青色申告入門講座チラシについて

議長 はい。ただいま、その他のところで事務局から連絡がありましたが皆様方から他に、意見・質疑等含めて何かありませんでしょうか。

（なしの声）

議長 はい、ないようですので、それでは次に日程 9 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 はい。それでは、日程 10 「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 11 月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 6 年 11 月 11 日(月)午前 10 時 08 分終了

議長 _____

委員 _____

委員 _____